

公用車管理DX及び包括維持管理業務仕様書

1 業務名

公用車管理DX及び包括維持管理業務

2 履行場所及び所在地

No.	履行場所	所在地
1	南部町役場	南部町大字平字広場 28-1
2	南部町医療健康センター	南部町大字下名久井字白山 87-1
3	南部町役場南部支所	南部町大字沖田面字沖中 46
4	南部町役場福地支所	南部町大字苦米地字下宿 23-1
5	南部町農林漁業体験実習館チェリウス	南部町大字上名久井字大渋民山 23-141
6	南部町学校給食センター	南部町大字上名久井字長尾下 23-2
7	南部町営地方卸売市場	南部町大字大向字中居構 1-11
8	福地第1分団	南部町大字苦米地字後小路 27-7
9	福地第2分団	南部町大字福田字町頭 2-3
10	福地第3分団	南部町大字片岸字砂場 18-1
11	福地第4分団	南部町大字法師岡字仁渡 29-8
12	福地第5分団	南部町大字高橋字中道 1-8
13	福地第6分団	南部町大字杉沢字ヲカハミ 1-3
14	福地第7分団	南部町大字小泉字細尻 4-1
15	福地第8分団	南部町大字塙渡字御見抜平 2-2
16	福地第9分団	南部町大字麦沢字家ノ向 25-13
17	福地第10分団	南部町大字樺木字袖久保 21-15
18	名川第1分団	南部町大字上名久井字上町 16-2
19	名川第2分団	南部町大字平字若宮前 28-1
20	名川第3分団	南部町大字下名久井字後道 26-3
21	名川第4分団	南部町大字下名久井字上諏訪平 2-1
22	名川第5分団	南部町大字鳥舌内字段ノ沢 20-3
23	名川第6分団	南部町大字鳥谷字妻ノ神 16
24	名川第7分団	南部町大字剣吉字上町 9-4
25	名川第8分団	南部町大字剣吉字伊勢沢 100-1
26	名川第9分団	南部町大字虎渡字荒屋敷 20-2
27	名川第10分団	南部町大字斗賀字土口前 26-1
28	名川第11分団	南部町大字森越字前田 10-1
29	南部第1分団	南部町大字大向字泉山道 9-98

30	南部第2分団	南部町大字大向字飛鳥 41-10
31	南部第3分団	南部町大字小向字古町 116-4
32	南部第4分団	南部町大字沖田面字塚ノ越 21-2
33	南部第5分団	南部町大字沖田面字沖中 51-2
34	南部第6分団	南部町大字赤石字前田 46-4
35	南部第7分団	南部町大字相内字沢構 79-1
36	南部第8分団	南部町大字玉掛字前田 182-1
37	南部第11分団	南部町大字小向字二又 75-2
38	福地隊本部	南部町大字福田字館先 15-1
39	名川隊本部	南部町大字下名久井字下タ町 5-18
40	南部隊本部	南部町大字沖田面字沖中 51-2

3 履行期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

(契約締結日の翌日から令和8年3月31日までは、業務開始に向けた準備期間とする。)

4 対象車両（※別紙1及び2のとおり）

本業務において対象となる車両については、次のとおりとする。

(1) 定期点検等のメンテナンス管理対象車両 80台（別紙1のとおり）

(2) テレマティクス機能を有する車載機設置対象車両 54台（別紙2のとおり）

5 業務の内容

南部町が公務において使用する対象車両について、より効率的かつ円滑な運用を図るため、衛星測位機能や運転挙動を検知する機能を備えた車載機（以下「車載機」という。）をインターネットに接続し、クラウド上で車両の運行に係る情報の管理や分析を行う機能（以下「テレマティクス機能」という。）を活用した運行管理、メンテナンスその他の車両管理マネジメント等の業務を行うものとする。

(1) 運行管理

テレマティクス機能を対象車両に備え、ア及びイの機能を備えたアプリケーションソフトウェア（以下「アプリ」という。）により、運行管理を行うものとする。

ア 車両の利用予約、運転日報の自動作成、アルコールチェック自動記録、免許証の有効期限の管理等が行える機能（以下「予約・日報等管理機能」という。）

イ ユーザー情報、車両情報等を、データベースを用いて一元管理（閲覧及び編集など）する機能

(2) 各システム要件

ア テレマティクス機能、予約・日報等管理機能、データベース機能について、各機能が連携して一体的に機能する、クラウド型のシステムであること。

イ 上記アのクラウドは、堅牢性、機密性に優れたプラットフォーム上に実装されること。

ウ 契約ライセンス数の範囲で、アプリのユーザーカウントを各職員に付与でき、次に掲げる分類又はこれに類する分類でユーザー権限を設定できること。

⑦ 一般運転者

テレマティクス機能、予約・日報等管理機能にアクセスし、自身の運転日報の作成や運転スコアの閲覧の権限を持つ。

① 管理者

一般運転者の権限に加え、所属グループにおいて運転者の情報の管理、アルコールチェックの管理、運転日報の管理等の権限を持つ

② 統括管理者

管理者の権限に加え、データベース機能にアクセスでき、全てのユーザー情報・車両情報を管理できる

㊂ 一般的なパソコンの画面に最適化されており、Chrome、Edge、Safari ほかモダンブラウザで動作するウェブアプリであること。

エ 上記②に加え、一般運転者向けユーザーインターフェースとして、スマートフォン又はタブレットPC（以下「モバイル端末」という。）で利用できること。

オ 上記エのクライアントアプリの対象オペレーティングシステム（以下「OS」という。）は、iOS 及び Android の両方に対応したものとすること。また、当該OSにおける標準アプリストアから、無料（通信費を除く。）でダウンロードできること。

カ テレマティクス機能、予約・日報等管理機能において取得・生成された記録を1年以上保持し、統計情報として表示するほか、必要に応じて、表計算ソフトで閲覧可能なファイル形式で出力する等の機能を有すること。

(3) テレマティクス機能

ア 車載器は、GPS 又はGNSによる車両の位置情報の取得機能や、加速度センサによる運転挙動の検知機能等を有し、インターネットを通じて位置情報や運転挙動に係る情報をクラウドサーバに自動送信できること。

イ 上記アで取得した情報を基に、アプリにおいて、車両の位置情報、稼働状況が可視化できること。

ウ 運転挙動の安全性についてスコアリングし、一般運転者が、運転後に自分自身の運転について振り返りできる機能を有すること。

エ 車両の稼働率を可視化し、車両の適正保有台数について把握できる機能をアプリに有していること。

オ 車載器の電源及び取付け方式については、シガーソケットから給電するもの又は電気配線工事を行いオーディオ裏等から給電するものとする。

(4) 予約・日報等管理機能

ア 利用日時（時間区分単位は15分）、利用車両を選択し、車両の利用予約ができるこ

- イ 車両の予約状況について、予約済みの時間帯をガントチャート又はこれに類する形式で表現するなどし、視覚的にわかりやすく表示できること。また、アプリにおいて登録した予約情報は、画面上に即時反映されること。
- ウ 南部町役場で管理するすべての公用車を予約できること。
- エ 車載器を搭載しない車両についても、利用予約の管理対象にできること。
- オ 車両の運転日報の作成は、予約時の入力情報、テレマティクス機能で生成された情報等が連携され、自動化又は効率化されていること。
- カ 管理者又は統括管理者の権限において、上記オの操作で作成された日報の内容を確認できること。
- キ 一般運転者から管理者に任意事項（給油、駐車場の利用、その他特記すべき事項）をテキストで報告できる機能を有すること。
- ク 日報のデータを自動集計でき、また、車両の稼働率、稼働日数、走行距離、利用時間等をグラフ表示など視覚的にわかりやすく表示できる機能をアプリに有していること。
- ケ アルコールチェックの結果を記録する機能を有すること。詳細は次のとおりとする。
- ⑦ 次の8項目を記録できること。
- ・ 確認者名
 - ・ 運転者
 - ・ 運転者の業務に係る車両の自動車登録番号又は識別できる記号番号等
 - ・ 確認の日時
 - ・ 確認の方法（アルコール検知器の使用有無、対面でない場合は具体的方法）
 - ・ 酒気帯びの有無
 - ・ 指示事項
 - ・ その他発注者が必要と認める事項
- ① 運転前、運転後の2回分を記録できること。
- ⑦ 上記⑦①の操作について、一般運転者の権限において、特定のアルコール検知器と連携することなく実施できること。
- コ 上記ア～ケの操作はいずれもPC上で行うことができ、モバイル端末の利用を必須としないこと。なお、モバイル端末での操作を禁止するものではない。

（5）データベース機能等

- ア ユーザーカウントの数は、230件登録できること。また、統括管理者の権限において各ユーザーカウントの登録情報の変更ができること。
- イ 車両は、150台登録できること。また、隨時、各車両の情報を変更できること。
- ウ アプリにアクセスするための端末及び通信費については、発注者の負担とする。
- エ システムに障害が発生し、利用に支障が生じた場合は、受注者は誠意をもって迅速

な復旧に努めるとともに、その内容について直ちに発注者に報告すること。

- オ 発注者からのシステム利用に係る問合せに対し、受注者は迅速かつ丁寧に対応できるサポート窓口を設け、無償にて対応すること。なお、当該問合せは、南部町総務課の本業務担当者のみから行うものとし、当該窓口は、電話もしくはメール又はウェブサイトにおける問合せ受付フォームのいずれかによるものとする。
- カ 受注者は、発注者が令和8年4月1日からシステムを使用開始できるよう、発注者が指定する車両に設定等の作業を実施すること。
- キ 本業務の履行に当たり設置した車載器を、発注者における車両の更新等の事由により、別の車両に付け替える必要が生じた場合に、電気配線工事等を実施する必要があるときは、発注者の費用負担において実施するものとする。
- ク 発注者において、車両の保有台数の増減等の事由により、車載器やユーザーライセンス数の必要数に変更が生じた場合は、変更後の物品、数量等に応じて契約金額の変更を行うものとする。なお、その金額については、発注者及び受注者の協議により定めるものとする。

(6) 伴走支援等

- ア システム導入時には、本稼働前に本町職員が自由に操作練習できる環境を用意するとともに、操作を問題なく習得できるよう、十分な伴走支援等を令和9年3月31日まで行うこと。その内容については、以下のとおりとする。
- ① キックオフミーティングの実施
 - ② システム登録及び運用の支援
 - ③ 利用者説明会の実施
 - ④ 運用開始後のフィードバック面談の実施（年3回）。
- イ システム運用に必要な操作マニュアルの電子データ及び製本したものを1部提出すること。
- ウ システム構築に遺漏がないように十分な運用テストを行うこと。

(7) 車両メンテナンス

- ア 業務の範囲に含むもの
- ・ 重量税
 - ・ 自動車損害賠償責任保険料
 - ・ 定期点検整備、法定定期点検及び継続車検等定期点検
 - ・ 継続検査登録代行料及び収入印紙に要する費用
 - ・ エンジンオイル（オイルエレメントを含む。）、A T F、ブレーキオイル等の油脂類、バッテリー等の消耗品、その他年式・走行距離から想定される部品等の交換
 - ・ 摩耗度に応じた夏タイヤ、冬タイヤ及びワイパーブレード又はワイパーゴム等の交換
 - ・ タイヤの季節履き替え

- ・ タイヤ・ホイールの保管（大型バス・大型トラックは除く）
 - ・ 走行時におけるパンク修理等の故障対応（ロードサービスを含む。）
 - ・ 法定点検、車検、修理等における代車の提供
- イ 業務の範囲に含まれないもの
- ・ 車両に付随する架装部品等の点検、修理等
 - ・ 事故等の外的要因による修理
 - ・ 発注者の過失によるもの（取扱不備による故障、バッテリー上がりなど）
 - ・ 任意保険料
 - ・ 燃料代
- ウ 業務委託対象車両及び車両情報等
別紙のとおり。
- (8) その他
- ア 受注者は本業務を行うに当たり、受注者の指定する工場（以下「指定工場」という。）において、道路運送車両法その他関係法令に適合した安全な車両状態に保つため、保守点検、整備及び維持管理を行い、車両故障時等の緊急時にも対応できるよう体制を整えておくものとする。
- イ 上記の指定工場の選定については、南部町内の業者から複数者選定しなければならない。ただし、特別の事情がある場合は、この限りではない。なお、業者の選定に当たっては、発注者と受注者が協議の上、決定するものとするが、委託料金の同意ができなかった場合は、別途協議し決定する。
- ウ 緊急時のトラブルに際し、24 時間 365 日問い合わせ可能な「問い合わせダイヤル」を有し、発注者が依頼したときは、直ちに対応できる体制を整えておくこと。
- エ 繼続車検等の期日管理を確実に行うことができるよう、点検計画を作成し、発注者に提出すること。
- オ 発注者は、点検、整備等を終えた車両を受注者から返還を受けた後、指示した点検、整備等の不良箇所を発見したときは、直ちに受注者に不良箇所の再点検、再整備を指示することができる。
- カ 本業務履行中に、対象車両の低年式による修理不可等のやむを得ない理由等で対象車両に係る契約が継続できない場合には、発注者と受注者が協議して合意が得られた場合は、当該車両の変更又は減車を行うものとする。
- キ 受注者は、点検、整備等の実施中に、新たに整備の必要性がある箇所を発見したときは、その旨を発注者に連絡し、その指示に従うこと。
- ク 受注者は、発注者とあらかじめ調整した期日までに点検、整備等が完了しないおそれがあるときは、遅滞なくその旨を発注者に連絡し、承諾を得ること。また、必要に応じて代車を準備すること。
- ケ 受注者は、発注者の車両の点検、整備等を実施するときは、事前に発注者に連絡を

し、発注者の業務に支障がないよう、日程等の調整を行うこと。

コ プライバシーマークまたはISMS（ISO/IEC 27001）等の情報セキュリティに関する認証を取得していること。

サ 受注者は、契約の履行の全部又は主たる部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(9) 車両の引渡し

ア 受注者は、発注者から対象車両の点検、整備等の依頼を受けた場合には、速やかに発注者から当該車両の引渡しを受け、点検、整備等を完了しなければならない。

イ 車両の引渡しは、2「履行場所」を基本とする。

ウ 受注者は、発注者から車両の引渡しを受けたときは、当該車両の点検、整備等を行い、発注者に返還するまで、善良なる管理者の注意をもってこれを管理しなければならない。

エ 受注者は、引き受けた車両の点検、整備等が完了したときは、速やかに発注者に返還しなければならない。

(10) 実績報告

ア 受注者は、委託契約締結後の準備期間中において、本件業務の履行のための準備として次に掲げる業務を完了しなければならない。受注者は、準備が完了した場合は、発注者に対し直ちに準備完了報告を提出しなければならない。

⑦ 公用車予約システムへの車両及びユーザー情報のデータ入力

① 車載機の手配及び設置

⑦ 公用車予約システムと車載機のテレマティクス機能が有効であるかの動作確認

イ 受注者は、履行期間中において、(1)から(8)までに掲げる業務の毎月の履行状況について、翌月の5日までに発注者に対し、実績報告書を提出しなければならない。この場合において、受注者が提供する車両管理システムで発注者が確認することができれば、これをもって実績報告とすることができます。

7 車載機の取扱い

(1) 本業務に係る車載機の運搬、搬入、設置、調整に要する費用は、全て受注者負担とする。

(2) 契約期間終了後、本業務に係る車載機の撤去等について、双方の協議によって決定する

8 本町発注業務等からの暴力団等の排除について

南部町暴力団排除条例を遵守すること。

9 その他

(1) 契約の履行の全部又は主たる部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(2) 受注者は、使用者として関係法令等で定められた従業員への一切の義務を完全に

履行すること。なお、上記事項の確認のため関係書類の提出を求めたときは、速やかに提出すること。

- (3) 当該業務の履行にあたり、知り得た秘密事項を第三者に漏らしてはならない。業務委託終了後も同様とする。
- (4) この仕様書に疑義があるとき、又は定めのない事項については、発注者と受注者が協議して定めるものとする